



兵庫労働局発表
平成29年8月4日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
賃金室
室長 國廣浩三
専門監督官 小田由起子
TEL 078-367-9154
FAX 078-367-9165

兵庫県最低賃金時間額の25円引上げを答申

—時間額844円に—

平成29年8月4日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 しみず しんいち 清水 信一。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長（こばやし けん 小林 健）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額844円
引上げ額	25円
効力発生の日	最短発効予定日※ 平成29年10月1日

※最短発効予定日は次頁2参照

1 審議会の答申

審議会は、平成 29 年 7 月 4 日に、兵庫労働局長から平成 29 年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8 月 4 日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額 8 4 4 円（引上げ額 25 円）に改正することを答申した。

審議会においては、「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について」（平成 29 年 7 月 27 日中央最低賃金審議会答申、兵庫県はBランクであり引上げ額の目安は 25 円）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

(1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成 29 年 8 月 21 日まで受け付ける。

(2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。

地域別最低賃金の改正の決定は官報に公示した日から起算して 30 日を経過した日（公示日の 30 日後）から発効する。

(3) 改正された兵庫県最低賃金は、平成 29 年 10 月 1 日から発効する予定である。